

# 生活保護法指定介護機関の皆様へ

## 1 はじめに

日頃、生活保護法指定介護機関の皆様方には、生活保護受給者に対する介護サービスの提供について御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

介護扶助の円滑かつ適正な実施を確保するためには、保護の実施機関及び生活保護受給者はもとより、指定介護機関又は介護支援専門員等の関係機関及び関係者の皆様にも、介護扶助の制度趣旨及び概要を御理解いただく必要があります。

介護扶助制度について、概要をまとめましたので、制度理解の手助けとなれば幸いです。

引き続き、介護扶助の円滑かつ適正な実施のため、御協力をお願い申し上げます。

## 2 介護扶助とは

介護扶助は、介護又は支援が必要な被保護者（生活保護受給者）に対して、介護保険の給付対象と原則同範囲かつ同程度の介護サービスを、原則現物給付によって提供するものです。

## 3 介護扶助と介護保険の関係等について

区分	40 歳以上 64 歳以下の被保護者		65 歳以上の被保護者
	医療保険未加入者	医療保険の被保険者	
介護保険の適用	介護保険の被保険者とならない者 かつ 老化に起因する疾病（特定疾病）該当者	介護保険の第2号被保険者 かつ 老化に起因する疾病（特定疾病）該当者	介護保険の第1号被保険者
要介護認定	生活保護法に基づき要介護認定	介護保険法に基づき要介護認定	
ケアプランの作成	生活保護法の指定介護機関に作成を委託	介護保険法に基づき作成※ ※自己作成は不可 ※生活保護法の指定介護機関による作成でなくても可	
	※支給限度額以内のケアプランに限る。		
給付割合	介護扶助 10 割	介護保険 9 割・介護扶助 1 割	
	※一部自己負担が発生する場合があります。		
障害者施策との優先関係	障害者手帳等を保有する場合は、障害者施策が介護扶助に優先する。	介護保険・介護扶助優先。ただし、一部サービスは自立支援医療（更生医療）が介護扶助に優先する。	

#### 4 生活保護法指定介護機関指定申請

(1) 平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法に基づく指定を受けている場合  
生活保護法の改正により、平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法に基づく指定を受ければ生活保護法等による指定を受けたものとみなされるため、申請手続きは不要となりました。（なお、「別段の申出」をすることにより、生活保護法の指定を受けないことも可能です。「別段の申出」をなさっている場合、生活保護法の指定を受けるためには新たに生活保護法に基づく申請が必要になります。）

(2) 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法に基づく指定を受けている場合

平成 26 年 7 月 1 日の生活保護法の改正よりも前に介護保険法に基づく指定を受けているが、生活保護法に基づく指定を受けていない場合、生活保護法指定介護機関となるためには、指定申請が必要になります。

なお、平成 26 年 6 月 30 日までに生活保護法に基づく指定を既に受けた場合は、平成 26 年 7 月 1 日の改正後においても生活保護法に基づく指定を受けたものとして取扱われます。

#### 5 提出書類

(1) 各種様式のダウンロード方法

指定申請書や変更届出書等の様式は、静岡県公式ホームページの「申請書類等ダウンロードサービス」でダウンロードできます。

必要な書類	ページ名・URL
指定申請書	○生活保護法等指定介護機関指定申請書 <a href="http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/39636B97A82EC7E1492572B0002672FA">http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/39636B97A82EC7E1492572B0002672FA</a>
各種届出書	○生活保護法等指定医療・介護機関変更等届出書類 <a href="http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/8E9A680561F59738492572B00025D45A">http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/04.html/8E9A680561F59738492572B00025D45A</a>

なお、上記 URL が利用できない場合は、静岡県公式ホームページのトップページから、以下の順で対象のページまで遷移してください。

「目的から探す>申請書ダウンロード>健康福祉部>福祉長寿局地域福祉課」

(2) 提出先

介護機関等の所在地が市の場合は、各市福祉事務所に提出してください（静岡市及び浜松市を除く。）。

町に所在地がある場合は次の健康福祉センターに提出してください。

提出先	介護機関等の所在地
賀茂健康福祉センター	東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
東部健康福祉センター	函南町、清水町、長泉町、小山町
中部健康福祉センター	吉田町、川根本町、森町

### (3) 提出書類

生活保護指定介護機関が以下の事由に該当する場合は、届出書等の提出をお願いします。

届出の種類	届出等を要する事由
指定申請書	○新たに指定を受ける場合（平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされますので申請は必要ありません。） ○既に生活保護法による指定を受けている介護機関が、新たに別の介護サービスの指定を受けようとする場合
変更届	介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合 ○指定介護機関の名称変更、所在地、住居表示の変更 ○開設者の氏名、住所、生年月日の変更（法人の場合は法人名称及び代表者職氏名、主たる事務所の所在地、住居表示の変更） ※ <u>法人代表者の交代は届出不要</u> ○管理者の氏名、住所、生年月日の変更
休止届	指定介護機関（介護サービス）を休止した場合（再開の意思がある場合）
再開届	休止した指定介護機関（介護サービス）を再開した場合
廃止届	○介護保険の廃止届出をした場合 ○事業自体が廃止となる場合 ・天災、火災その他の原因により、指定介護機関等の建物又は設備の相当部分が滅失又は損壊した場合 ・指定介護機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定介護機関の開設者が、当該指定介護機関の業務を廃止した場合 ○事業廃止を伴わないが、医療機関番号・介護保険事業者番号が変わる場合 ・指定介護機関の個人・法人開設者が、当該介護機関を他に譲渡又はその他の原因により別の個人・法人開設者となった場合 ・指定介護機関の所在地の移転で、事業者番号が新たに付番された場合 ・開設者が個人から法人、法人から個人、又は別法人になった場合 ・指定介護機関の病院を診療所、診療所を病院に変更した場合
処分届	処分を受けた場合
辞退届	指定を辞退する場合（30 日以上の予告期間を設けること）

## 6 QA

Q1 生活保護を受給している方は自己負担分がありませんが、支給限度基準額もありませんか。

A1 生活保護受給者は、基本的に、被保険者である場合は介護保険給付がされない部分、被保険者でない（みなし2号も含む。）場合は全額が生活保護費として支払われます。

ただし、介護保険にて定められている支給限度基準額を超えるサービスは全額自己負担となり、生活保護費からは支払われません。また、支給限度基準額以内のサービスを受ける場合であっても、自己負担が生ずる場合があります。

サービスが過剰又は不足するといったことがないよう適正な検討を行い、運営基準等に則って適切にサービス計画を作成いただければと思います。

Q2 サービス利用者やその親族から、生活が苦しくお金が支払えないため生活保護を相談したいと言われました。どうすればよいでしょうか。

A2 まずはサービス利用者がお住まいの福祉事務所に御相談ください。

また収入状況や世帯構成等によって他法を活用することで生活保護を受給せずに生活できる場合があります。また、説明や理解の不足により「相談＝相談日に申請を内諾され保護を受給できると確約された」等の勘違いが起こる場合もあります。相談者等と事業所とのトラブルを防ぐためにも、御相談された福祉事務所との連携をお願いいたします。

Q3 40歳以上65歳未満で介護サービスを利用していた者が、生活保護の受給開始となり健康保険を喪失すると、介護保険の被保険者ではなくなります。しかしながら、生活保護を受給中であっても介護サービスの利用が必要なことから、介護保険での2号被保険者と同様とみなし介護扶助という形で利用を継続することになります。一般的にこれらの対象者を「みなし2号被保険者」と呼びます。このような受給者についてはどのような手続きをすればよいですか。

A3 みなし2号被保険者のサービスの利用については、介護保険者に相当する機関が生活保護の実施機関（福祉事務所）となるため、サービスの利用や被保険者番号等については福祉事務所に御相談ください。

特に、保護申請と併せて新たに介護サービスの利用を検討する場合や申請後介護度が決定するまでの期間にサービスの利用をされたい場合には事前に福祉事務所に連絡をしてください。

担 当 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

TEL 054-221-3501

FAX 054-221-2142